

他の協議会における成立要件等について

○会長、副会長の選任方法

案：会長および副会長は委員の互選による。

○協議会の成立要件

案：協議会は委員の2分の1の出席をもって成立する。

○協議会の議決

案：協議会の議決は出席した委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は会長がこれを決する。

○委員以外の者の意見聴取

案：意見聴取が必要な場合は、協議会委員間で協議のうえ、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

	勝山中学校・ 鶴橋中学校	南港南中学校区	日東小学校・ 日本橋小学校・ 恵美小学校	長吉東小学校・ 長吉六反小学校	淡路小学校・ 西淡路小学校	鶴町小学校・ 鶴浜小学校
○会長、副会長の選任方法	互選	互選	互選	副会長は会長の 指名による	互選	互選
○協議会の成立要件	3分の2	2分の1	2分の1	2分の1	3分の2	2分の1
○協議会の議決	過半数	過半数	過半数	過半数	過半数	過半数
	会長と副会長で協議	会長	会長	会長	会長	会長
○委員以外の者の意見聴取	可	可	可	可	可	可